

2022年度(2)

# 憲 法

(全 2 ページ)

## 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 憲 法②

次の問題ⅠとⅡのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

I Y県立A高校は、20XX年4月、Y県立B高校及び同C高校の合併によって開校した高校である。A高校は開校以来、学習に対する集中や進学に対する意欲を欠き、問題行動に走る生徒が多く、地元地域からその改善が強く要望されている。A高校は、生徒の頭髪の乱れが問題行動に発展する原因の一つであり、生徒の関心を頭髪にではなく勉学や部活動の運動等に向けさせ、勉学や部活動で自己実現を図らせることが非行行動の防止につながると考えた。そこで、A高校は現状を改善するため、生徒心得として「頭髪は清潔な印象を与えるよう心がけること。ジェル等の使用やツーブロック等特異な髪型やパーマ・染髪・脱色・エクステは禁止する。」という規律を新設すること（以下、本件校則案）を検討している。

A高校は本件校則案をふまえて、生徒に対して日々の生徒指導や頭髪検査を実施する指導方針も立てている。本件校則案に違反していると認定された生徒に対しては、原則として地毛の色に染めるよう指示した上で、4日後に再検査を実施し、なお是正されない場合にはさらに4日ごとの頭髪指導、再検査を繰り返す予定である。また、頭髪指導を繰り返す中で、指導対象の生徒が指導を拒否した場合には、生活指導部長による厳重注意がされ、さらに指導を拒否した場合に管理職による特別指導がされ、なおも指導を拒否した場合には最終的な手段として出席停止の措置を講じることを想定している。もっとも、頭皮に異常があれば無理に染め戻しを強いることはしない。

A高校としては、「生徒は自ら高校の定める規律に服することを前提に受験する学校を選択していること、頭髪に手を加えないのが本来の高校生のあり方であること、頭髪に关心が向くことで勉強に集中できなくなるおそれがあること、頭髪規制が一定の範囲にとどまっていること、本件校則案のような校則は他のY県立高校でも設けられており一般に生徒、保護者などにも受け入れられ、社会通念にも反するものではないと考えられること」といった理由から、本件校則案に合理的な理由があるものと考えている。

本件校則案に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

II 法律案Aが衆議院において可決された後、その送付を受けた参議院においては一部を修正されて可決された。参議院において可決された修正案Bの回付を受けた衆議院は、それについて議決することなく、参議院に対して両院協議会を開くことを求めた。両院協議会は、衆議院と参議院から10名ずつ選出された委員による協議の末、16名の委員の賛成により成案Cを可決した。その後、両院協議会の成案Cを先議することになった衆議院は、しかしながら、それについても議決することなく、との法律案Aを再可決した。

その理由として、衆議院は、国会法（昭和22年法律第79号）第93条第2項に、両院協議会の「成案については、更に修正することができない」と定められているが、法律案Aには含まれていて参議院の修正案Bと両院協議会の成案Cには含まれていない条項も法律の規定とする必要があると説明している。また、衆議院から選出された委員の過半数も賛成した成案Cではあるが、法律案Aを可決した衆議院の意向を正確には反映しておらず、しかも、国会法第97条に、「両院協議会は、傍聴を許さない」と定められているのに基づき、いわば密室において練り上げられたものであるからには、ひとまず両院協議会を開くことを求めた衆議院として可能な限り尊重する必要があることは認めるものの、それにより衆議院の再可決の権限が失われることまでは承認できないとも説明している。

このような理由に基づく衆議院の法律案Aの再可決に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。